

金融行政方針の3本柱は「地銀のビジネスモデルの転換」、「フィンテック」、「資産形成」!

商品企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

金融庁の重点施策をまとめた「金融行政方針」が発表

2017年11月10日(金)、金融庁は「平成29事務年度 金融行政方針」(以下、金融行政方針)を公表した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。金融行政方針は、金融行政が目指すものを明確にし、1年間に取り組む重点施策の方向性や柱を示すものだ。

金融庁は森信親長官就任後の2015年9月、それまでの「金融モニタリング基本方針」を改め、「金融行政方針」を策定、毎年公表している(下記参照)。2015年は9月、2016年は10月公表だったが、3回目となる「**今年は総選挙などの影響で公表が遅れた。**」(2017年11月8日付共同通信～URLは後述[参考ホームページ]②参照)と言う事で11月10日に公表された。金融行政方針に基づく1年間の進捗評価や分析などは「金融レポート」としてとりまとめられ、翌年度の金融行政方針にも反映される(2017年10月25日付金融庁「平成28事務年度金融レポート」及び2017年10月30日付日本版ISAの道 その202～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。尚、「事務年度」は当該年の7月から翌年6月までの1年間で、今回は2017年7月～2018年7月までを指す。

● 金融モニタリング基本方針・金融モニタリングレポート及び金融行政方針・金融レポート(時系列) \*水色は方針、ピンク色はレポート、赤字はNISAに関する事項  
※1: 事務年度は当該年の7月からその翌年6月で、平成29事務年度であれば、2017年7月～2018年6月。 2017年11月10日現在

| 公表日         | 事務年度                          | 名称                          | 金融庁長官  | 備考 (NISAや資産運用に関する項目等)   |
|-------------|-------------------------------|-----------------------------|--|---|
| 2013年9月6日   | 平成25事務年度<br>(2013年7月～2014年6月) | 金融モニタリング基本方針                | 畑中龍太郎<br>(はたなか・りゅうたろう)<br>金融庁長官<br>(2011年8月～2014年7月) | 初の「金融モニタリング基本方針」(従来は「検査基本方針」。同時に監督方針も公表)。初の「水平的レビュー」(複数の金融機関に対して、特定のテーマにかかる取組状況を、統一目線で横断的に検証するモニタリング手法)。「NISAへの対応等」が検証項目に。  |
| 2014年7月4日   |                               | 金融モニタリングレポート                |  | 初の金融モニタリングレポート(前年9月公表の金融モニタリング基本方針に基づき行った平成25事務年度の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの)。 <b>米国DCや英国ISAでの投資を利用した積立・分散投資を紹介</b> 。個人の安定的な資産形成に投資が重要とする一方、目先の手数料稼ぎを目的とした投資の短期間の回転売買を厳しく指摘。   |
| 2014年9月11日  | 平成26事務年度<br>(2014年7月～2015年6月) | 金融モニタリング基本方針<br>(監督・検査基本方針) | 細溝清史<br>(ほそみぞ・きよし)<br>金融庁長官<br>(2014年7月～2015年7月)     | 検査と監査で各々示していた基本方針(*金融モニタリング基本方針と監督方針)を統合。初めてフィデューシャリー・デューティー(以下「FD」という)が登場。FDは「他者の信託を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明。投資に関して「商品開発、販売・運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を実際に果たすことが求められる」や「 <b>NISAの制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す</b> 」等。  |
| 2015年7月3日   |                               | 金融モニタリングレポート                |  | 積立投資と一括投資の10年分リターン検証結果に基づき、若い資産形成層や投資初心者にとって、 <b>NISAによる積立投資は有益な手法</b> と説明(コラム 積立投資)。短期間の乗換え売りが継続。投資販売では「依然として、販売手数料が高く、リスクの比較的高い商品が販売上位を占めている」と、顧客のニーズや利益よりも販売会社のニーズが優先される現状を問題。米国の投資販売手数料低下、DC経由の購入増とフィードバックへのシフト等と指摘。  |
| 2015年9月18日  | 平成27事務年度<br>(2015年7月～2016年6月) | 金融行政方針                      |  | 初の金融行政方針(金融機関の検査・監督方針に加え、企画部門や国際部門など金融庁の全部局の指針を網羅)。 <b>家計の中長期の安定的資産形成を促す観点から、NISAの更なる普及と制度の発展</b> 。FDの徹底として、投資信託・貯蓄性保険商品等での手数料透明化、顧客の利益に合う商品の組成・運用・提供等。金融機関による資産運用の高度化の促進等。中長期・グローバルな分散投資の促進。FinTechへの対応が重点施策に初設定。  |
| 2016年9月15日  |                               | 金融レポート                      |  | 初の金融レポート(前年9月に策定した金融行政方針の進捗状況や実績を評価し次年度の金融行政方針へ反映させるためのレポート)。「貯蓄から資産形成へ」。 <b>導入2年経過したNISA制度の効果検証結果が公表</b> 。少額からの積立・分散投資の促進(NISAの利用増・積立NISA実現など)。金融機関における顧客本位の業務運営の重要性を指摘(FDと言う言葉の使用は1回)。FinTechへの制度面の対応は、金融審議会で引き続き課題検討。  |
| 2016年10月21日 | 平成28事務年度<br>(2016年7月～2017年6月) | 金融行政方針                      | 森信親<br>もりのぶちか<br>金融庁長官<br>(2015年7月～現在)               | 証券取引等監視委員会が金融行政方針に基づく「証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する事とした(2016年10月25日公表)。証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年の7月から翌年6月とする事とした(従来は当該年の4月から翌年3月)。少額からの長期・積立・分散投資の促進(NISAの利用増・積立NISA実現など)、投資教育の実施、金融機関等による顧客本位の業務運営(FD)の確立と定着(手数料の明確化・商品のリスクの所在等の説明の改善等)、金融庁が地銀のビジネスモデル検証に積極的に関与する方針を明示。 |
| 2017年10月25日 |                               | 金融レポート                      |  | 「 <b>つみたてNISAが顕著に登場、「長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要」と</b> 、普及だけでなく定着と言う言葉が加わり、しっかり根付くよう強調している。家計金融資産や投資に関する日米比較・分析(DC含む)伸び、規模・手数料、収益率など)。引き続き、日本では米国と比べリスクに見合うリターンをあげていない投資が多い等とされる一方、 <b>つみたてNISA対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資が増えている</b> と指摘された。FinTechへの対応は利用者利便等の向上に繋げる為の環境整備を図るなど。               |
| 2017年11月10日 | 平成29事務年度<br>(2017年7月～2018年6月) | 金融行政方針                      |  | 「顧客本位の業務運営」の確立と定着(金融機関の行動や取組みの「見える化」促進。長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているか金融機関間で比較可能なKPIの公表など)、 <b>長期・積立・分散投資の推進(職場単位を含めた、つみたてNISAの普及を進める等)</b> 、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討(金融資産の運用・取崩しに係る検討等)。金融庁がビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題がある地銀を検査し、早急な対応を促す方針を明示。   |

(出所: 金融庁のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

## 金融行政方針の3本柱の「地銀のビジネスモデルの転換」

今回の金融行政方針については、金融レポートと同様、地銀への言及が目立つ。「今回の柱は『地銀のビジネスモデルの転換』、『フィンテック』、『資産形成』の3つだ。」(2017年11月10日付日本経済新聞 電子版)ともなわれている中、地銀に対しては6頁(\*フィンテックは4頁、資産形成は3頁)を割き、昨年度以上に厳しい姿勢が示されている。「ビジネスモデルの持続可能性に深刻な課題がある地方銀行を対象に検査を行ない、早急な対応を促す…(略)…地銀のガバナンス体制が形式的になっているかどうかなど実態把握を行なうことも明記。」(2017年11月10日付ロイター)、「従来は聞き取り調査なども併用していたところ、今後は立ち入り検査で経営陣に改革を迫る。」(2017年11月10日付ブルームバーグ)、「競争に敗れて淘汰される地銀が出ることも懸念し、監督手法の見直しなども検討する方針」(2017年11月10日付産経ニュース)等と報じられている(以上、URLは後述[参考ホームページ]④参照)。

厳しい姿勢の背景に、企業・個人向けの融資や投資信託の販売と言った貸出・手数料ビジネス、つまり「顧客向けサービス業務」の利益が赤字となる地銀が金融庁の試算を上回るスピードで増えている事がある。2016年9月15日付で発表された平成27事務年度金融レポート(URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)では「顧客向けサービス業務」の利益は、2015年3月期に4割の銀行がマイナスとなり、2025年3月期に地銀の6割超がマイナスになる試算結果を出していた。それが、2017年3月期決算では、過半数の地銀がマイナス(平成28事務年度金融レポートのp.16~URLは後述[参考ホームページ]③参照)となり、今後も低金利環境の継続を前提に増加傾向が予測されている。

## 金融行政方針の3本柱の「フィンテック」

次の柱とされるフィンテックは「業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討」とされた。その背景には金融をとりまく大きな環境変化がある。「今は銀行なら銀行法、貸金業者なら貸金業法、電子マネー業者なら資金決済法など、業態ごとに管理する法律も規制もまちまち。IT技術の進展で通貨のデジタル化が進めば、銀行以外の業者でもスマートフォンのアプリなどを使った決済手段を提供できる。」(2017年11月10日付日本経済新聞電子版~URLは後述[参考ホームページ]④参照)と言われる中、「現在の業態別の法体系はこうした変化に対応できず、例えば、業態をまたいだビジネス選択の障害となったり、規制が緩い業態への移動や業態間の隙間の利用等を通じて規制を回避する動きが生じるおそれがある。また環境の変化に対応していない規制が原因となって、ITを活用した合理化等が円滑に実現できない可能性もある。」(金融行政方針のp.30)と言う指摘があり、金融審議会でも検討を開始し、複数年度にわたり継続的に検討を進め、対応していく事となっている。



## 金融行政方針の3本柱の「資産形成」~(1)「顧客本位の業務運営」の確立と定着~

3本の柱ともいわれる最後の一つ、家計の安定的な資産形成については、(1)「顧客本位の業務運営」の確立と定着、(2)長期・積立・分散投資の推進、(3)退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討が掲げられた。

まず、(1)「顧客本位の業務運営」(後述※1参照)の確立と定着だが、金融機関の取組みの「見える化」を促進する事とされた。具体的には金融機関が顧客に長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているかなどを示す、金融機関間で比較可能なKPI(具体的な成果指標)等の公表が掲げられている。

単純な手数料引き下げ競争ではなく、顧客にとって「より良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が図られていくことが重要」(金融レポートの p.68～URL は後述[参考ホームページ]③参照)とされて、一層の取組み促進が盛り込まれた。

金融庁は金融レポートで投信など金融商品のリスクとリターン、パフォーマンス、そしてコストについて、掘り下げた分析を行った結果、日本には「米国と比べ、リスクに見合うリターンをあげていない投資信託が多い、パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない、高い販売手数料や信託報酬の投資信託が多い」(金融レポートの横書き「主なポイント」の p.8 URL は後述[参考ホームページ]③参照)、「アンケート調査によると、投資信託の現在保有者・保有経験者において、投資信託の購入の際に重視した点として、『手数料や運用管理費用の水準』を挙げた回答者は 9.6%に留まっており(重複回答)、我が国においては、顧客がコストをあまり意識せずに投資信託を購入している可能性がある」(金融レポートの p.60～URL は後述[参考ホームページ]③参照)などと指摘していた。

※1: 『顧客本位の業務運営』(フィデューシャリー・デューティー)・・・「フィデューシャリー・デューティー(以下、FD)」という言葉が初めて登場したのは、平成 26 事務年度(2014 年 7 月～2015 年 6 月)である。

2014 年 9 月 11 日公表の金融モニタリング基本方針において、FD は「他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明されている( <http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html> )。投信に関しては「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を実際に果たすことが求められる」や、「NISA の制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す」等とされた。

その後、平成 28 事務年度の「金融行政方針」(2016 年 10 月 21 日公表)の具体的重点施策において「金融機関等による『顧客本位の業務運営』(フィデューシャリー・デューティー)の確立と定着」との記述があり( <http://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3.html> )、以降 FD は、「顧客本位の業務運営」という言葉で置き換えられ使われるようになっていく。「実は『金融庁は FD の旗を降ろす方針を固めた』(大手シンクタンク)との見方がある。これから公表する資料などからも『FD という言葉が姿を消し、顧客本位などの表現に置き換わる』(同)ことになりそうだ。」(2016 年 10 月 21 日付日本経済新聞電子版「 <http://www.nikkei.com/article/DGXMZ008508790Y6A011C100000/> 」)とも報じられている。

## 金融行政方針の 3 本柱の「資産形成」～ (2)長期・積立・分散投資の推進～

次に、(2)長期・積立・分散投資の推進だが、2018 年 1 月から投資が始まるつみたて NISA の対象商品の要件に、信託報酬率の上限を設けている。既に金融機関は、リスク・手数料・リターン等に関する投資家への情報提供を拡充してきており、例えばネット証券の一部では、信託報酬の実額(概算)開示や、投資顧問料や信託報酬等の費用控除後の実際のパフォーマンスを日次で開示を始めるなどの動きも見られる(URL は後述[参考ホームページ]⑥参照)。

また金融機関でも第三者的な主体による取り組みとしては、2017 年 8 月 22 日、モーニングスターが、信託報酬率の見える化指標として、新しく「モーニングスター・フィー・レベル」という指標を公表開始した(URL は後述[参考ホームページ]⑦参照)。モーニングスター・フィー・レベルは、個別ファンドの信託報酬率について、投資対象や運用戦略(アクティブ/パッシブ)で分けられたファンド分類内の相対的な水準を 5 段階で図示したものである(従前はファンド分類平均との比較のみ)。



今後、金融機関が顧客にとってよりよい商品やサービスを競い合って提供すること、そして投資家自身も投信のリターンやリターンに影響を及ぼすリスクや信託報酬等、さらにその水準によってどれだけリターンに違いがでてくるか等に、意識が高まり、投信購入に繋がることが期待される。

NISA については、少額からの長期・積立・分散投資を支援する為、2018年1月から買付開始の積み立て型 NISA「つみたて NISA」及び「職場つみたて NISA」の普及に取り組む事を明記した。金融庁は、2017年10月20日、「つみたて NISA」を職場で利用できる新しい制度「職場つみたて NISA」の創設を発表した。「『**隗より始めよ**』で資産形成の重要性を訴えていく」と強調している。」(2017年10月20日付日本経済新聞～URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)とされ、まず金融庁において「職場つみたて NISA」を導入、環境を整備した上で、今後、他の省庁や地方自治体、民間企業においても導入を促し、普及を図ると言う(URLは後述[参考ホームページ]⑧)。

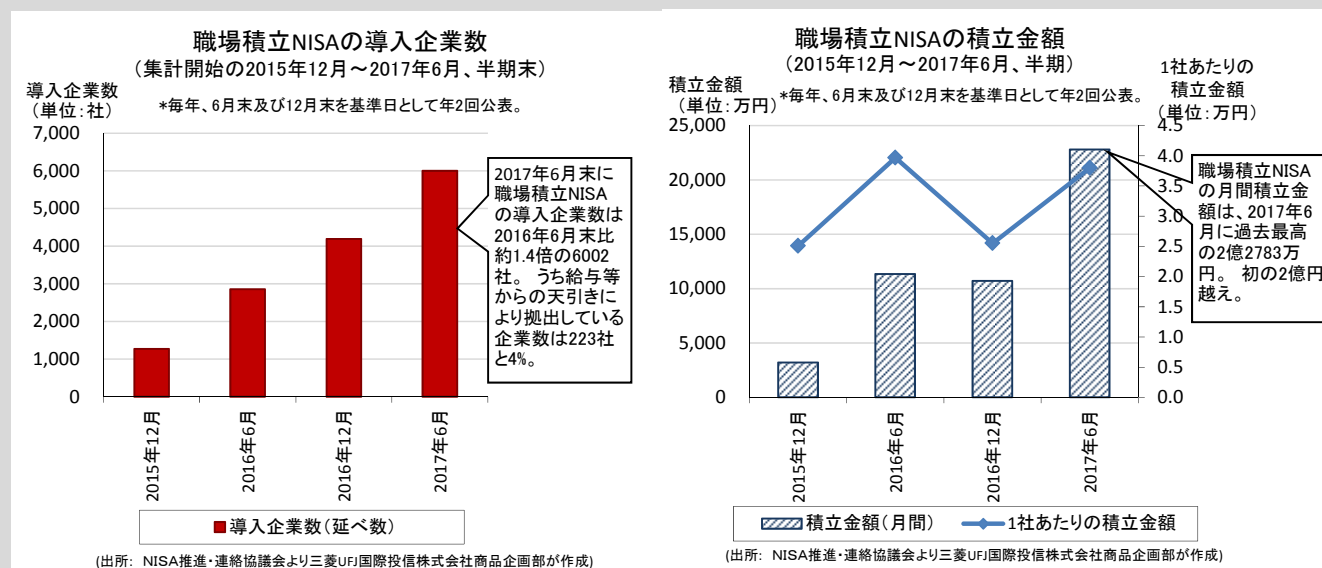
「**同庁によると、金融行政に関わる職員約1500人の中にも、「法令・内規に抵触するのでは」とつみたて NISA を始めるのをためらう人がいるという。」**(2017年10月21日付毎日新聞～URLは後述[参考ホームページ]⑨)が、つみたて NISA で投資出来るのは一定の基準を満たす投信と ETF に限られ株式は除かれている。「**金融庁では、内規で株式の売買は禁止されているが、つみたて NISA は対象を日経平均株価などに連動するように運用する投資信託などに限っており、インサイダー取引などの心配がない。同庁職員も購入可能であることをはっきりさせ、投資を始めやすくする。」**(2017年10月20日付時事ドットコム～URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)となっている(後述※2 参照)。

※2: 「職場つみたて NISA」と「職場積立 NISA」…金融庁は 2017 年 10 月 20 日、「つみたて NISA」を職場で利用できる新しい制度「職場つみたて NISA」の創設と金融庁内でまず導入することを発表した(URLは後述[参考ホームページ]⑧)。

職場で NISA (少額投資非課税制度) を使って積み立て投資を行う仕組みとしては、既に「職場積立 NISA」がある。この職場積立 NISA は年間 120 万円までの株式・投信・ETF 含む新規投資が 5 年間非課税となる「現行の NISA/一般 NISA」を使ったもの。一方、「職場つみたて NISA」は「つみたて NISA」(2018 年 1 月開始) を使うもので、少額からの長期・積立・分散投資に適するよう、年間 40 万円まで 20 年間にわたる非課税期間や、買付は積立投資で、金融庁の認めた公募株式投信・ETF に商品が限られるなど様々な基準がある。既にある「職場積立 NISA」は、法的(税制的)には 2014 年から可能で、当初は「天引き NISA」、「職域 NISA」と呼ばれていたものだ。NISA 推進・連絡協議会(事務局: 日本証券業協会)が 2014 年 12 月 12 日に名称を正式に「職場積立 NISA」とし、「職場積立 NISA に関するガイドライン」を公表した(URLは後述[参考ホームページ]⑩)。「職場積立 NISA」の導入は、2014 年 3 月の殺虫剤大手フマキラー(金融機関…みずほ銀行)が皮切りとされる。

最新実施状況だが、NISA 推進・連絡協議会によると、職場積立 NISA の導入企業数は 2017 年 6 月末に 6002 社と 2016 年 6 月末比約 1.4 倍。うち給与等からの天引きにより拠出している企業数は 223 社と 4%に過ぎず、大半が口座引き落としとなっている。職場積立 NISA の月間積立金額は、2017 年 6 月に 2 カ月連続の増加で、2 億 2783 万円と過去最高、月次ベースでは初の 2 億円越えとなっている(URLは後述[参考ホームページ]⑪)。

ただ、月間積立金額を導入企業数で割った1社あたりの積立金額は3.8万円と、2016年末の2.6万円より増加も「1社に数人しかやっていない可能性がある。」(2017年10月23日付日本経済新聞電子版～URLは後述[参考ホームページ]⑫)とされ、まだまだ普及していると言えない状況である。



その中、少額からの長期・積立・分散投資に適するとされる「つみたてNISA」を使った「職場つみたてNISA」により今後の利用拡大が期待される。尚、職場積立NISAについて詳しくは2015年2月23日付日本版ISAの道その91、2016年3月14日付日本版ISAの道その135参照(URLは後述[参考ホームページ]⑬)。

## 金融行政方針の3本柱の「資産形成」～ (3)退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討～

そして、家計の安定的な資産形成について、最後の(3)退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討についてである。「退職世代等の様々な状況を踏まえ、金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのか検討」する事とされた。「家計金融資産の6割超を持つ60歳以上の世帯に分散投資を促す必要性にも触れた。豊富な資産がきちんと運用に回るよう、銀行や保険、証券業界と連携して安定した資産形成と利用者保護に取り組む。」(2017年11月10日付日本経済新聞電子版～URLは後述[参考ホームページ]⑭)と報じられ、今後検討が進められる。

次頁に「平成29事務年度金融行政方針」の具体的な施策(主なもの、順番と連番はオリジナルと同じ)を掲載しているので、ぜひ、金融機関はしっかりと理解し、実践してもらいたいものである。

| 「平成29事務年度金融行政方針」の具体的な施策(主なもの、順番と連番はオリジナルと同じ) 2017年11月10日現在 |                               |   |
|--|-------------------------------|---|
| IV. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備                              | 家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営      | <b>(1) 「顧客本位の業務運営」の確立と定着</b><br>顧客本位の業務運営の確立・定着に向け、金融機関の取組みの「見える化」を促進<br>・金融機関間で比較可能なKPI等の公表<br>(長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているかなど)<br>・金融機関へのモニタリング<br>一把握した結果について、全体の傾向や取組事例等を取りまとめ公表<br>一金融機関が掲げる顧客本位の取組方針が、多数の営業担当者を擁して需要を掘り起こす「フッシュ型」といわれる営業体制下で実現可能か、分析・検証<br><b>(2) 長期・積立・分散投資の推進</b><br>・つみたてNISAを幅広く普及させるための取組みを行う<br>・官公庁や民間企業への横展開を視野に、金融庁において職場つみたてNISAを導入<br>・職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育の推進<br>・新たな情報発信チャネルの活用(個人ブログ等)との意見交換、ネットメディアへの情報発信)<br><b>(3) 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討</b><br>・退職世代等の様々な状況を踏まえ、金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのか検討<br>・フィナンシャル・ジェロト(金融老年学)の進展も踏まえ、よりきめ細かな高齢投資家の保護について検討                              |
|  | ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割        | ・機関投資家と企業の対話を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けた経営が進むよう、対話の際のガイダンスを策定<br>・アセットオーナーの専門性の向上に向けた方策を検討  |
|  | 市場監視機能の強化                     | ・内外環境を踏まえた情報力の強化<br>・迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施<br>・深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み<br>・ITの活用(RegTech)及び人材の育成<br>・国内外の自主規制機関等との連携<br>・高速取引の実態把握等  |
|  |                               |   |
| V. 金融仲介機能の十分な発揮<br>金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保               | 地域金融機関                        | <b>① 持続可能なビジネスモデルの構築</b><br>・ビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対し検査を実施し、課題解決に向けた早急な対応を促す<br>・金融仲介(企業の価値向上支援等)の発揮状況を表す客観的な指標群(KPI)を選定・公表し、金融機関の取組みの「見える化」を図る<br>・金融機関による企業支援を促進するため、地域経済活性化支援機構(REVIC)及び日本人材機構による人材・ノウハウ支援を強化。また、金融機関の業務範囲規制の緩和を検討<br>・公的金融と民間金融の競合等の実態を調査し、望ましい関係のあり方を関係者と議論<br>・将来にわたって健全性と金融仲介機能を両立させる競争のあり方、金融機能の維持や退出に関する現行の制度・監督の改善余地について、有識者と検討<br><b>② 経済・市場環境の変化への対応</b><br>・低金利環境の継続、金利上昇のいずれの場合でも健全性を維持できるよう、証券運用をはじめとするリスク管理の高度化等に向けた対話を継続<br><b>③ 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮</b><br>・金融機関の中には、希望的な観測に頼った経営を行っている先や、ビジネスモデルの持続可能性に大きな懸念があるにも関わらず必要な改革を行わず、社外取締役・株主等外部からの牽制機能も働いていない先が存在。このため、各金融機関のガバナンスの実態を把握し、改善に向けた対話を実施 |
|  | 3メガバンクグループ                    | <b>① 世界経済・市場環境の変化への対応</b><br>・ストレステストの活用を含め、経済・市場環境の変化に対する機動的なリスク管理の実施を促す<br>・より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化を促す<br>・低金利環境下で拡大したハイブリッドファイナンスや不動産業向け貸出等に対する規律ある審査や期中管理を促す<br>・政策保有株式の削減等、株価変動リスクの適切なコントロールに向けた迅速な対応を促す<br><b>② 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮</b><br>・資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築を促す<br>・グループ連携ビジネスの拡大に対応する為の利益相反管理や優越的地位の濫用防止等の態勢整備など、持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備を促す<br>・IT技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイムリーな対応に向けた対話を行う<br>・グローバルな業務展開、業務の専門化・高度化が進む中、情報収集・分析能力強化や組織改革と人材確保について対話を行う   |
|  | 保険会社                          | 経営上の重要な課題をテーマに、持続可能なビジネスモデルの構築や事業戦略について対話を行うなど。   |
|  | 証券会社                          | 顧客本位の持続可能なビジネスモデル構築に向けての取組みについてモニタリングなど   |
|  | 国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワークの強化 | <b>(1) 国際的な金融規制に対する対応</b><br>・バーゼルⅢの早期の適切な最終化や規制改革の影響評価等に取り組む<br>・国際的な連携協力を推進<br><b>(2) 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化</b><br>・英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけ<br>・海外の規制動向等が日本の金融機関に与える影響をモニタリングし、海外当局と適切に連携する  |
|  | VI. IT技術の進展等への対応              | <b>(1) 業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討</b><br><b>(2) フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策</b><br><b>(3) 金融機関のITガバナンス</b><br><b>(4) サイバーセキュリティ</b><br><b>(5) 情報セキュリティとシステムの安定稼働</b><br><b>(6) 仮想通貨</b>   |

(出所: 金融庁のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

以上



[参考ホームページ]

- ①2017年11月10日付金融庁「平成29事務年度 金融行政方針」…「<http://www.fsa.go.jp/news/29/20171110.html>」、  
2016年10月21日付金融庁「平成28事務年度 金融行政方針」…「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3.html>」、
- ②2017年11月8日付共同通信「地銀評価の共通指針導入へ 金融庁方針の概要判明」…「<https://www.kyodo.co.jp/>」、
- ③2017年10月30日付日本版ISAの道 その202「金融関係者が毎年公表を待ちわびる金融庁・金融レポート!〜「つみたてNISA」が頻りに登場、「長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要」と、普及だけでなく定着と言う言葉が加わる!!〜」…  
「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_171030.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_171030.pdf)」、  
2017年10月25日付金融庁「平成28事務年度金融レポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/29/20171025.html>」、
- ④2017年11月10日付ロイター「ビジネスモデルに深刻な課題ある地銀を検査＝金融行政方針」…  
「<https://jp.reuters.com/article/financial-services-agency-bank-idJPKBN1DA12Y>」、  
2017年11月10日付ブルームバーグ「金融庁：地銀を共通指標で比較、立ち入り検査で改革迫る－行政方針」…  
「<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-11-10/OZ6U626JJUP01>」、  
2017年11月10日付産経ニュース「ビジネスモデルに問題ある地銀を検査 監督手法見直しも 金融庁が「金融行政方針」を公表」…  
「<http://www.sankei.com/economy/news/171110/een1711100043-n1.html>」、  
2017年11月10日付日本経済新聞 電子版「地銀に改革、強く迫る 金融庁が方針 再編にらみ競争政策も議論 フィンテック推進へ法再編も」…「[https://www.nikkei.com/news/print-article/?R\\_FLG=0&bf=0&ng=DGXMZO23352670Q7A111C1EA3000\\_](https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXMZO23352670Q7A111C1EA3000_)」、  
2017年11月10日付日本経済新聞 電子版「仮想通貨出現など環境変化に対応 金融庁、法体系の見直し検討」…  
「[https://www.nikkei.com/news/print-article/?R\\_FLG=0&bf=0&ng=DGXLASFL10HQI\\_Q7A111C1000000](https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXLASFL10HQI_Q7A111C1000000)」、  
2017年11月10日付共同通信「政府系機関の在り方議論 金融庁、監督制度見直しも」…  
「<https://this.kiji.is/301656591953314913>」、
- ⑤2016年9月15日付金融庁「平成27事務年度金融レポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4.html>」、
- ⑥2017年7月28日付カブドットコム証券プレスリリース「投信ビジネスのRPA化に取組む「ロボット投信」と協働し、信託報酬実額シミュレーションツールを提供～投資信託の“コストの見える化”を実現することでフィデューシャリー・デューティーの高度化を推進～」…  
「[https://kabu.com/company/pressrelease/20170728\\_2.html](https://kabu.com/company/pressrelease/20170728_2.html)」、2017年8月3日付楽天証券プレスリリース「楽天証券、ロボ・アドバイザー「楽ラップ」に関する運用実績に係る情報開示のお知らせ」…「[https://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/newsrelease/pdf/press20170803\\_01.pdf](https://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/newsrelease/pdf/press20170803_01.pdf)」、
- ⑦2017年8月22日、モーニングスター「新指標の公表開始について 信託報酬率の見える化指標『モーニングスター・フィー・レベル』」…  
「<https://www.morningstar.co.jp/company/release/p2017/prs170822.html>」、
- ⑧2017年10月20日付金融庁「金融庁における「職場つみたてNISA」の導入について」…  
「<https://www.morningstar.co.jp/company/release/p2017/prs170822.html>」、
- ⑨2017年10月20日付日本経済新聞「職場でつみたてNISA 金融庁、普及拡大にまず自ら」…  
「[https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL20HDR\\_Q7A021C1000000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL20HDR_Q7A021C1000000/)」、  
2017年10月21日付毎日新聞「つみたてNISA 職場で説明 金融庁、まずは庁内で開催」…  
「<https://mainichi.jp/articles/20171021/ddm/008/020/074000c>」、  
2017年10月20日付時事ドットコム「職員向けつみたてNISA＝自ら「貯蓄から投資」－金融庁」…  
「<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017102001045&g=eco>」、
- ⑩NISA 推進・連絡協議会(事務局:日本証券業協会)「職場積立NISAに関するガイドライン、職場積立NISAに係る実務上の取扱い(Q&A)」…「[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate\\_nisa.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate_nisa.html)」、
- ⑪2017年9月12日付日本証券業協会「職場積立NISAの導入状況等について」(平成29年6月末)…  
「[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/files/syokuba\\_nisa160316.pdf](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/files/syokuba_nisa160316.pdf)」、
- ⑫2017年10月23日付日本経済新聞電子版「つみたてNISA 職場でGO!」…

「 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22517410Q7A021C1000000> 」、

⑬2015年2月23日付日本版ISAの道 その91「職場積立NISAの道～確定拠出年金(DC)や日本版ESOP(イソップ)と共に拡大が期待される～」…「 <https://www.am.mufg.jp/text/150223.pdf> 」、

2016年3月14日付日本版ISAの道 その135「職場積立NISA 拡大の可能性は高い～職場積立NISAは、9兆円のDC、16兆円の財形、5兆円の持株を補完出来る～」…「 [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_160314.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160314.pdf) 」。

以 上

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。